

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日		
条例の題名	<b>交通安全の保持に関する条例</b>		公 布 日	昭和41年10月11日	
条 例 番 号	<b>昭和41年三重県条例第46号</b>		直 近 改 正 日	なし	
所管部局課	<b>環境生活部交通安全・消費生活課</b>		電 話 番 号	059-224-2410	
条例の概要	<b>交通事故から県民の生命、身体及び財産を守るため、交通安全運動の実施、交通安全教育の実施、交通環境の整備など、交通安全の保持に関し、必要な事項を定めるものである。</b>			条例の 類 型	<b>理念型</b>
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	交通道德の向上、交通安全の保持等の目的は、現在においても変わらず妥当性を有している。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県民の福祉の増進に資するものであり、今後も公的な関与を行っていく必要があると考える。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	各季の交通安全運動の取組や高齢者・子どもに対する参加・体験・実践型の交通安全教育を実施している。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	交通安全の保持に関して県民等の責務について規定しており、規則・要綱等で規制する余地はない。		
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	交通安全対策基本法により地方公共団体は法令に違反しないかぎりにおいて国の施策に準じた施策を講ずることとされており、抵触していない。		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンにおいて、「交通安全のまちづくり」が施策に掲げられており、整合している。		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい			
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	交通安全活動の推進、交通関係機関団体との連携、交通環境の整備等多角的な観点から規定されている。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	交通安全活動の推進、交通関係機関団体との連携、交通環境の整備等多角的な観点から規定されている。		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	交通道德の向上、交通安全の保持等は全ての県民に効果を及ぼすものであり、効果及びコストの配分は適正である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	三重県交通安全協会等交通関係機関団体と協働し、交通安全啓発活動等に努めている。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見は受けていない。		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	改 正 ・ 廃 止 の 必 要 は ない	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。			無